サルスベリ

FP NEWS
TAX & ASSET MANAGEMENT
zaicom.

（編集発行人）
ザイコム・ジャパン株式会社
代表取締役 山村英治

〒150-0034
東京都渋谷区代官山町17-1
代官山アドレス・ザ・タワー1812
TEL 03-5728-8360
FAX 03-5728-8361
info@zaicom.jp

7月 (文月) JULY

15日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

ワンポイント ふるさと納税の見直し

ふるさと納税における、寄附を得るための自治体間のいきすぎた「返礼品競争」を是正し、制度の健全な発展に向けて、今年6月以後の寄附から、総務大臣が指定した自治体への寄附のみがふるさと納税の対象とされています。返礼品は、寄附額に対する還元率3割以下で、地場産品とされました。

7月の税務と労務

国税	6月分源泉所得税の納付	7月10日
国税	納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付	7月10日
国税	所得税予定納税額の減額承認申請	7月16日
国税	所得税予定納税額第1期分の納付	7月31日
国税	5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告	7月31日
国税	8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）	7月31日
地方税	固定資産税（都市計画税）第2期分の納付	市町村の条例で定める日
労務	社会保険の報酬月額算定基礎届	7月10日
労務	労働保険料（概算・確定）申告書の提出・（全期・1期分）の納付	7月10日
労務	障害者・高齢者雇用状況報告	7月16日
労務	労働者死傷病報告（4月～6月分）	7月31日

民法（相続法）改正に伴う税制上の規定の整備

昨年七月の民法（相続法）の改正に伴い、平成三十一年度税制改正で税制上の取り扱いが整備されました。

今回は、相続法改正の中で税務に影響の強い新たに創設された「配偶者居住権」と「特別寄与料」の二つの制度の要点等を以下、説明します。

図表１

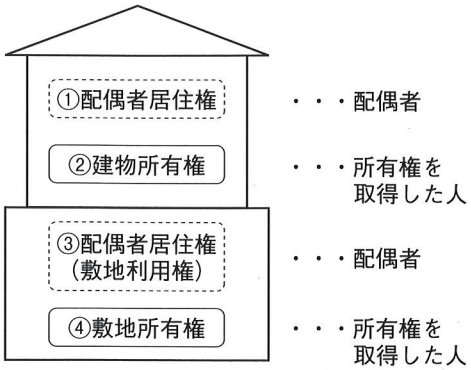

一　配偶者居住権の取扱い

１　配偶者居住権の概要

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、配偶者は、遺産分割において配偶者居住権を取得することにより、終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができるようになります。また、被相続人が遺贈によって配偶者に配偶者居住権を取得させることもできます。

適用開始日は、令和二年四月一日となっています。

２　ポイント

(1)　民法改正の背景

民法(相続法)については、昭和五十五年に配偶者の法定相続分の引き上げ等が行われて以降、目立った改正はありませんでしたが、高齢化社会のさらなる進展により、残された高齢配偶者の生活保障の必要性が高まったことから、約四十年ぶりに大きく改正されました。

具体的には、残された配偶者は住み慣れた自宅に住み続けたいと希望するケースが多いこと、配偶者が高齢の場合は、引っ越しの負担も大きいため相続発生後すぐの転居は困難であること等から今回の改正が行われています。

経済面からは、改正前は評価額が高い居住用不動産を配偶者が相続すると、他の相続人とのバランスからそれ以外の財産（金融資産等）を配偶者は十分に取得できず、老後の生活資金を確保できないことが多かったようです。こうした事態を避けるため、居住用建物を使用収益することができる権利として「配偶者居住権」が創設されました。「配偶者居住権」は居住用不動産の所有権に比べ評価額が圧縮されるため、配偶者は老後の生活資金をより多く取得できるようになり、配偶者の生活保障に役立ちます。

(2)　譲渡不可

配偶者居住権は譲渡できません。したがって残された配偶者が相続後に自宅の売却代金をもって他の資産を購入するような場合には不向きで、自宅の土地・建物を相続するのが適当です。

(3)　第三者対抗要件

「配偶者居住権」は登記しなければ、第三者に対抗できません。設定登記には登録免許税（税額は、建物の固定資産税評価額の千分の二）が課されます。

(4)　配偶者短期居住権

相続開始時に被相続人の自宅に無償で住んでいた配偶者は、遺産分割によりその建物の所有者が決まるまでの間または相続開始から六か月間のいずれか遅い時期まで、すなわち少なくとも六か月間は被相続人の意思にかかわらず、引き続き自宅に無償で居住する権利（配偶者短期居住権）が認められます。

(5)　配偶者居住権と配偶者短期居住権の課税関係

共に創設されましたが、「配偶者居住権」は、相続税の課税対象とされるのに対し、「配偶者短期居住権」は財産価値

図表２　配偶者居住権がある場合の個々の相続税評価額

〈建物〉

①配偶者居住権の相続税評価額

$$\text{建物の相続税評価額} - \text{建物の相続税評価額} \times \frac{\text{残存耐用年数}^{(※1)} - \text{存続年数}^{(※2)}}{\text{残存耐用年数}^{(※1)}}{}^{(※3)} \times \text{存続年数}^{(※2)}\text{に応じた民法の法定利率}^{(※4)}\text{による複利現価率}$$

②配偶者居住権が設定された建物（居住建物）の所有権の相続税評価額

建物相続税評価額 － 配偶者居住権の相続税評価額（上記①）

〈土地〉

③配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利（敷地利用権）の相続税評価額

$$\text{土地等の相続税評価額} - \text{土地等の相続税評価額} \times \text{存続年数}^{(※2)}\text{に応じた民法の法定利率}^{(※4)}\text{による複利現価率}$$

④居住建物の敷地の所有権等の相続税評価額

土地等の相続税評価額 － 敷地利用権の相続税評価額（上記③）

（※1）残存耐用年数＝法定耐用年数（住宅用）×1.5－築年数

（※2）存続年数はアまたはイの年数とする

ア　配偶者居住権の存続期間が終身である場合は配偶者の平均余命年数

イ　上記ア以外の場合は遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数（配偶者の平均余命年数を上限とする）

（※3）「残存耐用年数」または「残存耐用年数－存続年数」が０以下となる場合には０とする

（※4）民法の法定利率は2020年４月１日より3%となり、その後３年ごとに見直される

を認識せず、相続税の課税対象外となります。

(6)　配偶者居住権の評価方法

民法改正に伴い、配偶者居住権の評価方法が図表２のように定められています。

二　特別寄与料制度の創設

１　特別寄与料の概要

相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養介護等を行った場合には、相続人に対して金銭の請求ができるようになりました。

適用開始日は、令和元年七月一日からです。

２　ポイント

(1)　特別寄与者

民法改正により設けられる特別寄与者が支払を受ける特別寄与料については、遺贈により取得したものとみなされ、相続税の対象となり、相続税額の二割加算の対象とされます。

(2)　特別寄与料を支払う相続人

相続人が支払うべき特別寄与料の額は、その相続人の相続税の課税価額から控除されます。

(3)　特別寄与料が確定しない場合

相続税の申告期限までに支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定しない場合には、確定後四か月以内に限り更正の請求をすることができます。

(4)　新たに相続税の納税義務が生じる者

特別寄与者が新たに相続税の申告義務が生じた場合には、その事由が生じたことを知った日から十か月以内に相続税の申告書を提出する必要があります。

３　実務的留意点

民法改正により特別寄与者の介護等の労が報われることになりますが、一方で、特別寄与者から特別寄与料を請求することはなかなか難しいと思われます。

そこで、現実的な対策としては、次のような形が考えられます。

(1)　特別寄与者に対する金銭の遺贈を遺言書に記載

(2)　感謝の表現として、生前から被相続人が特別寄与者に金銭を贈与

法人税における仮想通貨の評価方法等の見直し

平成31年度税制改正において、法人が期末に保有する仮想通貨の評価方法及び仮想通貨を譲渡した場合の譲渡損益の算出方法等が、次のように整備されました。

(1) **仮想通貨の譲渡損益**

法人が仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益は、一定の場合を除き、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとなります。仮想通貨の譲渡原価は移動平均法又は総平均法による原価法で算出し、法定算出方法は移動平均法による原価法となります。

(2) **仮想通貨の評価損益**

法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち活発な市場が存在する仮想通貨の評価額は時価法により評価した金額とし、その評価益又は評価損をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとなります。なお、活発な市場が存在しない仮想通貨については、原価法により評価することとなります。

(3) **仮想通貨信用取引に関する損益**

法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨信用取引は、事業年度末に決済したものとみなして計算した利益の額又は損失の額に相当する金額をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入します。

これらの改正は、平成31年(2019年)4月1日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用されます。ただし、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、その有する仮想通貨及び未決済の仮想通貨信用取引につき確定した決算において評価益又は評価損を収益又は損失として経理していない場合等には、上記(2)及び(3)を適用しないことができる等の経過措置が設けられています。

消費税軽減税率制度 飲食店で提供する缶・ペットボトル飲料

飲食店で、食事を提供するほか、缶飲料やペットボトル飲料をコップに入れず、缶やペットボトルのまま提供することがあります。このような場合に、これらの提供した飲料は軽減税率の適用対象となるのでしょうか？

この点、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。そのため、缶飲料、ペットボトル飲料を、たとえそのまま提供したとしても、店内で飲食させるものとして提供しているものであるため、「食事の提供」に該当することとなります。したがって、軽減税率の適用対象とはなりません。

譲渡所得　過去に居住していたマイホームを売ったとき

マイホーム(居住用財産)を売ったときは、所有期間の長短に関係なく譲渡所得から最高3,000万円まで控除できる特例があります(居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例)。

この特例は、現に自分の住んでいるマイホームを売ることが、適用を受けるための要件の1つになっています。

しかし、過去に住んでいたマイホームを売った場合であっても、次の2つのいずれにも当てはまるときで、他の要件を満たすときは、この特例を受けることができます。

(1) 売った家屋は自分が所有者として住んでいたものであること。

(2) 自分が住まなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までにその家屋を売ること。

この期間を過ぎてから売った場合には、この特例を受けることはできません。

高度プロフェッショナル制度（労働基準法）

高度プロフェッショナル制度は、高度の専門的知識等を有する労働者を対象とし、一定の要件を満たす場合に、労働基準法に定められた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しないものとする制度です。今回は、対象者・対象業務および導入時の注意点等を説明します。

一　対象範囲

㈠　対象労働者

次の要件を満たす者が対象労働者とされます。

① 使用者との間の合意に基づき職務が明確に定められていること

使用者は、業務の内容・責任の程度・求められる成果の内容を明らかにした書面に労働者の署名を受けることにより、職務の範囲について労働者の合意を得なければなりません。

なお、「職務が明確に定められていること」とは、以下の要件を満たす必要があります。

・　業務の内容、責任の程度及び職務において求められる成果その他の職務を遂行するに当たって求められる水準が具体的に定められており、対象労働者の職務の内容とそれ以外の職務の内容との区別が客観的になされていること

・　業務の内容が具体的に定められており、使用者の一方的な指示により業務を追加することができないこと

・　働き方の裁量を失わせるような業務量や成果を求めるものではないこと

② 使用者から確実に支払われると見込まれる一年間当たりの賃金の額が少なくとも一、〇七五万円以上であること

賃金については、指針により定められた次の取り扱いにも注意を要します。

・　個別の労働契約又は就業規則等において、名称の如何に係わらず、具体的な額をもって支払われることが約束され、支払われることが確実に見込まれる賃金は全て含まれる。

・　労働者の勤務成績、成果等に応じて支払われる賞与や業績給等、その支給額があらかじめ確定されていない賃金は含まれない。

・　賞与や業績給において支払われることが確実に見込まれる最低保障額が定められている場合には、その最低保障額は含まれる。

・　一定の具体的な額をもって支払うことが約束されている手当は含まれるが、支給額が減少し得る手当は含まれない。

③ 対象労働者は、対象業務に常態として従事していることが原則であり、対象業務以外の業務にも常態として従事している者は対象労働者とはならないこと

㈡　対象業務の要件

対象となる業務は、働く時間帯の選択や時間配分について自らが決定できる広範な裁量が労働者に認められている業務でなければならず、対象業務に従事する時間に関し使用者から具体的な指示を受けて行うものは含まれません。

この「具体的な指示」とは、労働者から対象業務に従事する時間に関する裁量を失わせるような指示をいい、働く時間帯の選択や時間配分に関する裁量を失わせるような成果・業務量の要求、納期・期限を設定することや作業工程・手順等の日々のスケジュールに関する指示をすること等が該当します。

なお、使用者が対象労働者に対し業務の開始時にその業務の目的、目標、期限等の基本的事項の指示や、中途において経過の報告を受けつつこれらの基本的事項について所要の変更の指示をすることは可能です。

また、対象業務は、部署が所掌する業務全体ではなく、対象となる労働者に従事させることとする業務をいいます。

したがって、対象業務の語句（例えば、後述する「研究」「開発」）に対応する語句をその名称に含む部署（例えば、「研究開発部」）において行われる業務の全てが

対象業務に該当するものではなく、対象労働者が従事する業務で判断します。

㈢ 具体的な対象業務

① 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務

② 資産運用（指図を含む）の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買など

③ 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務

④ 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく事項に関する考案又は助言の業務

⑤ 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務

二 導入手順

高度プロフェッショナル制度を導入するときは、以下の流れに沿った適切なプロセスを踏んでいきましょう。

㈠ 労使委員会を設置する

制度導入の際は、対象となる事業場において労使委員会を設置し、運営のルールを定めます。

労使委員会は、労働者を代表する委員と、使用者を代表する委員で構成します。人数は、労働者代表委員が半数を占めていなければなりません。使用者代表委員は使用者側の指名により選出されますが、労働者代表委員は、事業場の過半数労働組合又は過半数労働組合がない事業場においては過半数代表者から、任期を定めて指名を受けます。

㈡ 労使委員会で決議をする

労使委員会では「労使委員会で決議すべき項目」の決議事項（次の十項目）について、委員の五分の四以上の多数により決議をすることが必要です。

① 対象業務

② 対象労働者の範囲

③ 健康管理時間の把握

対象労働者の健康管理時間（事業場内にいた時間と事業場外で労働した時間の合計をいい、決議により健康管理時間から除くこととした労働時間以外の時間を含む）を把握する措置を使用者が実施すること及び当該事業場における健康管理時間の把握方法を決議で明らかにします。

④ 休日の確保

対象労働者に年間一〇四日以上、かつ、四週間を通じ四日以上の休日を与えなければなりません。

⑤ 選択的措置

次のいずれかに該当する措置を決議で定めて実施します。

イ 勤務間インターバルの確保（一一時間以上）＋深夜業の回数制限（一か月に四回以内）

ロ 健康管理時間の上限措置（一週間当たり四〇時間を超える時間が、一か月について一〇〇時間以内又は三か月について二四〇時間以内）

ハ 一年に一回以上の連続二週間の休日を与えること（本人が請求した場合は連続一週間×二回以上）

ニ 臨時の健康診断（一週間当たり四〇時間を超えた健康管理時間が一か月当たり八〇時間を超えた労働者又は申出があった労働者が対象）

⑥ 健康管理時間の状況に応じた健康・福祉確保措置

⑦ 対象労働者の同意の撤回に関する手続

⑧ 苦情処理措置

⑨ 不利益取扱いの禁止

⑩ その他厚生労働省令で定める事項（次のイから二）

イ 決議の有効期間の定め及び当該決議は再度決議をしない限り更新されないこと。

ロ 労使委員会の開催頻度及び開催時期

ハ 常時五〇人未満の事業場である場合には、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師を選任すること。

ニ 労働者の同意その他一定事項に関する記録を決議の有効期間中及びその満了後三年間保存すること。

㈢ 決議を労働基準監督署長に届け出る

導入後は半年に一度定期報告が必要です。

㈣ 対象労働者の同意を書面で得る

㈤ 対象労働者を対象業務に就かせる

㈥ 決議の有効期間の満了

継続する場合は、（二）以降を繰り返します。

詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

社会保険の手続き取扱い変更

日本年金機構は今年３月、「適用事業所が提出する届出等における添付書類及び押印等の取扱いについて」の通達を出し、社会保険の適用事業所が提出する届出等における添付書類並びに被保険者とその被扶養者に係る署名及び押印等の取扱いを変更（廃止・省略）することとしました。

１　添付書類の廃止

資格喪失届及び被保険者報酬月額変更届の届出の受付年月日より60日以上遡る場合又は既に届出済である標準報酬月額を大幅に引き下げる場合について、添付書類は求めないこととされました。

〈参考〉

従来は、受付年月日より60日以上遡る場合や標準報酬月額が大幅（５等級以上）に下がる場合に、法人の役員であるか否かに応じて、賃金台帳・出勤簿や株主総会または取締役会の議事録などの添付書類を求められていました。

なお、添付書類の廃止に伴う適正な届出処理の確認は、年金事務所が適用事業所の調査を重点的に行うこととされています。

２　署名・押印等の取扱い

以下の届書については、事業主において、申請者本人が当該届出を提出する意思を確認した旨を各届書の備考欄に記載することにより、申請者署名欄の本人署名又は押印を省略することとされました。

また、電子申請及び電子媒体による申請においては、委任状が省略されました。

・被保険者生年月日訂正届
・被扶養者（異動）届・第３号被保険者関係届
・年金手帳再交付申請書
・養育期間標準報酬月額特例申出書・特例終了届（特例の申出・終了を行う場合）

９月１日までは従前の取扱いとする年金事務所もありますので、開始時期は年金事務所等にご確認下さい。

口座振替取扱い金融機関の追加（社会保険）

今年四月から、ゆうちょ銀行での厚生年金保険料、船員保険・健康保険料及び子ども・子育て拠出金の口座振替が開始されました。

保険料口座振替納付の届出書（三枚組）は、日本年金機構のホームページからダウンロードすることもできます。ゆうちょ銀行専用の届出書が設けられ、他の金融機関用と異なるものを用いることに注意を要します。

貯金口座は、年金事務所に届け出ている所在地、名称、代表者氏名と口座名義が同一のものを指定します。

届出書には金融機関の確認印を受けます。ゆうちょ銀行の他、郵便局及び簡易郵便局に提出することもできます。

雇用関係助成金の不正受給対策

今年４月より、雇用・労働分野の助成金（厚生労働省実施）に関し、不正受給対策の強化が行われました。

１　違約金の新設

不正受給額の返還の際、不正受給額や延滞金のほか、新たに違約金（返還額の20％相当額）も請求されることとなりました。

２　不支給期間の延長・対象拡大

不正受給があった場合、不支給決定日等から原則として５年間（従来は３年間）は、助成金を支給しないこととされました。また、申請事業主の役員等に、他社の役員等として不正受給に関与した役員等がいる場合も、５年間は申請することができません。

３　社会保険労務士・代理人等への対応

事業主のほか、不正に関与した社会保険労務士、代理人又は訓練実施者への返還請求の実施・名称公表・不支給決定日等から５年間の不受理など、事業主以外の者に対する不正受給対策の強化も行われています。

JAS制度の見直し

JAS法について

昭和25年に制定された農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下JAS法）は、戦後の混乱期における物資不足や模造食品による健康被害に対応するために制定されました。JAS法では、農林水産品や食品にJAS規格を設定し、JAS規格を満たしたものについてはJASマークを付すことが認められています。この制度をJAS制度といいます。

従来のJAS制度では、JAS規格については農林水産大臣が制定し、第三者機関の認証を受けるとJASマークを表示できる任意の制度でした。

JAS制度見直しの背景

JAS法の改正は、平成29年6月に行われました。この改正は、取引の円滑化と輸出力の強化につながるように、JAS制度の国際化を目指しています。

農林水産品や食品を海外展開する場合、食文化や商慣行が異なる海外市場では、取引相手は日本の産品や事業者の取り組みについて、馴染みがないことが考えられます。このような取引相手に日本の産品や取組についての強みをアピールできるように、JAS制度を戦略的に制定・活用できるように整備されました。

多様なJAS規格の制定

従来、JAS規格の対象は農林水産品と食品といったモノの品質に限られていました。今回の改正で、モノの品質の規格だけではなく、モノの生産方法や試験方法、事業者による取扱方法といった、方法や事業者まで対象が広げられました。

モノの生産方法では、例えば伝統的な抹茶について一般的な製法を規格化します。本物の抹茶と茶葉を粉末にした類似品を差別化することで、伝統的な抹茶を海外にアピールすることにつながると考えています。

モノに関する試験方法については、例えば魚の臭み成分についての測定・分析方法を規格化することで、魚の臭みについて客観的に比較できるようになります。特殊な養殖をした魚の臭みが天然の魚の臭みとほとんど変わらないことを、統一化された測定・分析方法で示すことで、養殖技術の高さをアピールすることにつながります。

事業者による取扱方法については、生鮮品の生産や保管・輸送方法などについて規格化し、その方法を実施できる事業者を認証することで、その事業者は新鮮な生鮮品を取り扱っていることをアピールすることができます。

規格の国際化

国際的にJAS規格の認知度を高めるために、アジア諸国との連携を強化して普及・浸透を図ることや、国際標準化への展開を進めています。

具体的には、世界中の食品安全管理システムの継続的な改善を推進する組織であるGFSIが承認した規格を満たしている者については、JASの認証基準を緩和する措置をとっています。また、消費者の健康の保護や食品の公正な貿易の確保などを目的として設立された国際的な政府間組織であるコーデックス委員会の規格や、国際標準化機構（ISO）の規格にJAS規格を準拠させることも検討されています。さらには、ODAやASEANなどの枠組みを活用することや、二国間対話を実施することも予定されています。

JASマークについても、日本人だけではなく海外の消費者も、一見して認証内容が分かる標語をマークに表示します。また、英語表記にも対応します。従来は、商品（モノ）に対してマークを表示していましたが、モノだけではなく事業者の広告や試験所が発行する証明書にも、JASマークが表示されます。

自動販売機の歴史

自動販売機は、街中で気軽に飲料を購入することができますが、世界で最も古い飲料の自動販売機は、紀元前215年に登場したといわれています。このときの自動販売機は、コインを投入するとコインの重みで皿が傾き、その皿の傾きが元に戻るまでの間、蛇口が開いて水が出る、という仕組みだったそうです。

現存する日本最古の自動販売機は、俵谷高七が作った「自動郵便切手葉書売下機」と呼ばれるものです。この自動販売機は、切手や葉書を販売することに加えて、ポストの機能も備わっていました。

日本に飲料の自動販売機が導入されたのは、1962年でした。当時はビン入り飲料が販売されていましたが、1970年には缶飲料の自動販売機が導入されるようになりました。

その後、技術革新が急速に進み、1975年にはホット&コールドコンビネーション機が、1997年にはペットボトル飲料の自動販売機が登場するようになりました。

自動販売機の現状

一般社団法人日本自動販売機工業会の調査によると、2017年現在で日本には240万台を超える清涼飲料の自動販売機が設置されているようです。その大半が缶やペットボトルなどの清涼飲料自動販売機で、牛乳などの紙パック自動販売機とコーヒーなどのカップ式自動販売機が、それぞれ約５％ずつ設置されています。

最近では、商品を購入することで寄付をすることができる自動販売機や、環境に配慮した自動販売機など、様々な自動販売機が登場しています。

寄付型自動販売機

自動販売機での売り上げ１本ごとに特定の団体へ寄付をすることができる、寄付型自動販売機があります。特定非営利活動法人寄付型自動販売機普及協会では、寄付型自動販売機の設置を希望するオーナーと自動販売機業者、そして支援先団体をつなぐ役割を担っています。この協会が対応している寄付先は、人道支援を行っている団体や環境支援を行っている団体など30団体以上あり、オーナーは希望する団体に寄付をすることができます。商品の充填や空き缶回収、寄付先への振り込みは、自動販売機業者が行います。

環境への配慮

自動販売機の中を冷やすための冷媒としてフロンガスが使われていましたが、現在ではオゾン層を破壊しないタイプのフロンガスに置き換わっています。また、地球温暖化への影響がほとんどないグリーン冷媒への移行も進められています。

さらに、商品を冷却する際に発生する熱を加温する庫内に送って加温熱として再利用するヒートポンプ自動販売機や、最長16時間ものあいだ冷却用の電力を完全に停止しても24時間いつでも冷たい飲み物を提供することができるピークシフト自動販売機も登場しています。照明を省エネ効率が高いLED照明に切り替えるなど、消費電力量の削減には業界をあげて推進しています。

常温を販売

アサヒ飲料では、2016年に「常温」飲料を提供できる自動販売機の設置を開始しました。この自動販売機は、約50℃に設定された「ホット」と約５℃に設定された「コールド」の間、約20℃の飲料を提供することができます。

自動販売機で常温飲料を取り扱うようになったのは、夏場にオフィスの冷房がききすぎているために、身体の冷えが気になる人が増えているからです。実際に常温飲料の売り上げは、夏場に伸びているようです。

狂犬病

狂犬病は、狂犬病ウイルスに感染した動物に咬まれることなどによって、すべての哺乳類に感染します。確実な治療法はなく、感染すると神経系などが侵され、発病するとほぼ100%死亡するといわれています。

日本で狂犬病の流行がみられたのは、八代将軍徳川吉宗が支配した享保年間のころが最初だといわれています。明治時代の初期から中期にかけても、狂犬病の流行がみられ、特に人口も犬の頭数も多かった東京では、しばしば狂犬病の流行に悩まされていたようです。そして、全国で公式に狂犬病の発生件数が記録されるようになったのは、1897年からです。その後は、狂犬病の実態が把握されるようになり、狂犬病のワクチンが完成してからは、狂犬病は急激に減少しました。

現在は、日本では狂犬病の発生は認められませんが、海外ではまだ多くの事例が報告されています。例えばインドでは、毎年狂犬病によって30,000人が死亡しています。先進国でも、北米ではアライグマやスカンクなどが、狂犬病に感染しています。発展途上国でも、中南米など各国で狂犬病の発生が報告されています。

狂犬病が流行している地域に渡航した場合、滞在中はむやみに動物に手を出さないようにし、万が一動物に咬まれた場合は、すぐに傷口を石けんと水でよく洗うことと、医療機関を受診して、傷の手当と狂犬病のワクチンを接種することが必要です。

生後91日以上の犬は、登録時と年に1回4月から6月の間に、狂犬病の予防注射を受けることが義務付けられています。犬の首輪には、登録の証明となる鑑札と予防注射を済ませたことを証明する注射済票をつけておかなければいけません。また、犬を海外に連れて行ったり、海外から連れて帰ってきたりしたときは、農林水産省動物検疫所で検疫を受ける必要があります。

政党助成制度

国会議員が五人以上所属するか、衆参いずれかの直近の選挙で得票率が二%以上あった政治団体（政党）に対して、国が政党交付金による助成を行う制度を、政党助成制度といいます。

政党交付金は、国勢調査の人口に二五〇円を乗じた金額を基準に国の予算で決まります。そして各政党に交付される金額は、所属する国会議員の数と、直近の衆参議員選挙の得票数によって決められます。

政党交付金を受けた政党は、その使途などについての報告書を総務大臣に提出する義務があります。報告書は官報で公表され、五年間総務省で閲覧することができます。

政党が不正に政党交付金の交付を受けた場合や、報告書を提出しなかったり虚偽の報告をしたりした場合は、懲役や罰金などの罰則が科されます。

ホームインスペクション

住宅について、外壁のひびや床の傾き、雨漏りなどといった劣化や不具合がないか、専門家に診断してもらうことをホームインスペクションといいます。

ホームインスペクションは、既存住宅状況調査技術者の資格を持った建築士が行います。中古住宅の売買を行う場合、ホームインスペクションを行うことで、買主にとっては購入後のリフォームやメンテナンスの見通しが立てやすく、売主にとっては引き渡し後のトラブルを回避できるといったメリットがあります。

2018年4月から、中古住宅の取引を行う場合には、重要事項説明において、ホームインスペクションについて実施の有無などの説明を行うことが義務付けられました。これは、中古住宅の流通を促進するために、安心して取引ができる環境をつくることが狙いのようです。

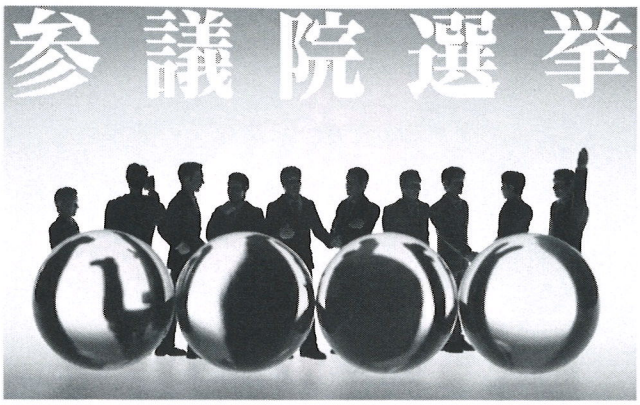

令和元年七月に行われる予定の参議院選挙。その概要や仕組みを知っておきましょう。

1　参議院議員通常選挙

参議院議員通常選挙（以下、参院選又は通常選挙。）は、国会議員のうち参議院議員を選ぶための選挙で、必ず三年に一回行われます。これは、憲法第四十六条で「参議院議員の任期は六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。」と定められているからです。そのため、参議院議員は二つのグループに分かれており、任期が三年ずれています。

参議院議員の数は現在二四二名ですが、平成三十年七月に改正公職選挙法が成立したことから、定数が二四八名に増えています。そのため次回からの「通常選挙」ではその半数の一二四名を選びます。参院選も全国規模の国政選挙ですが、総議員を一斉に選出するわけではなく半数のみを改選するため、「総選挙」とは呼ばず、「通常選挙」と呼ばれています。なお、参議院には衆議院のような解散がありませんので、半数改選も規則正しく実施されます。

通常、参院選は任期満了の日の前三十日以内に行われますが、「通常選挙」を行うべき期間が参議院開会中又は参議院閉会の日から二十三日以内にかかる場合、参議院閉会の日から二十四日以後三十日以内に行われるため、任期満了後に行われる場合もあります。

参議院の定数は、昭和二十一年、当初の日本政府案では衆議院議員の定数の約三分の二の三〇〇人前後とされていましたが、当時日本を占領していたＧＨＱから定数を減少させることなどの申し入れがあり、地方区一五〇人、全国区一〇〇人の二五〇人となりました。その後、昭和四十七年の沖縄復帰に伴い、沖縄県選出議員が二人加わって地方区定数が一五二人になりましたが、平成十二年には一〇人削減され、二四二人となり、平成三十年の改正により現在の二四八名となりました。

2　二つの選挙制度

参院選は、二つの選挙制度によってそれぞれ議員が選ばれます。有権者は二票与えられ、それぞれの選挙制度に立候補した候補者に一票を投じていきます。一つは選挙区制で個人に投票する選挙で、立候補者は無所属でも立候補することができます。もう一つは比例代表制で、こちらは政党に所属していないと立候補することができません。ただし、有権者は政党名で投票するか立候補者の名前で投票するか、自由に選択することができます。参院選は、衆議院選挙とは異なり、二つの選挙制度に重複して立候補することはできません。

(1)　選挙区制（定数改正前一四六人、改正後一四八人）

選挙区制は都道府県別に行われ、有権者は候補者の氏名一人を自書して投票し、最多数の得票を得た候補者から順に当選します。選挙区制で選ばれる人数（定数）は、人口によっておおまかに差がつけられており、東京都は六人ですが、三二の選挙区では一人のみです（なお、鳥取県と島根県、徳島県と高知県は「合同選挙区」として、二つの県から一人のみ選出される仕組みとなっています。）。この一人の選挙区は新聞報道などでは「一人区」と呼ばれ、有力政党が議席を分け合うことの多い「複数区」と異なり、一人しか当選できませんので、当然熾烈な争いとなり、この「一人区」の結果が全体の選挙結果に大きな影響

〈選挙区と定数〉

改選数	選挙区数	選挙区
6人	1選挙区	東京都
4人	4選挙区	神奈川県、愛知県、大阪府、埼玉県
3人	4選挙区	北海道、千葉県、兵庫県、福岡県
2人	4選挙区	茨城県、静岡県、京都府、広島県
1人	32選挙区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、山梨県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県・島根県、岡山県、山口県、徳島県・高知県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

を与えると言われています。また、この七月に行われる改選（第二十五回参議院議員通常選挙）では、定数の半分である改選数七三に定数増加分一（埼玉県選挙区）を加えた七四議席が争われます。

(2) **比例代表制（定数改正前九六人、改正後一〇〇人）**

① 非拘束名簿式と拘束名簿式

比例代表制は、全都道府県を選挙区として非拘束名簿式で行われてきました。政党が提出した候補者名簿に順位がつけられており、その順位に従って当選する拘束名簿式とは異なり、非拘束名簿式は、名簿に順位がつけられていません。有権者は、立候補者または政党のいずれにも投票することができ、個人名が書かれた票（個人票）はその立候補者が所属する政党の得票となります。当選人数は、政党ごとに立候補者の個人票と政党名が書かれた政党票とをすべて合算して政党の議席を決定し、個人票獲得票数の多い候補者から順に当選します（ドント式）。

〈非拘束名簿式での当選決定プロセス〉

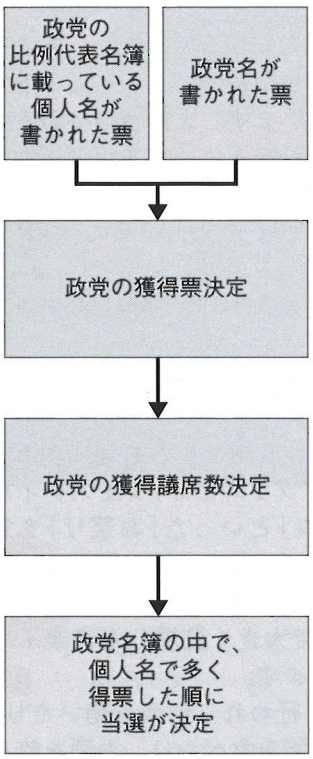

「拘束名簿式」では、名簿順位の決定は各政党の任意であるため、有権者はその名簿の作成に関わることができず、有権者が支持したい候補者が比例名簿に載っている場合、その候補者に当選してもらうには所属している政党名を書くしかありません。しかし、その候補者の名簿順位が低く当選に及ばなかった場合、有権者の意図とは異なる候補者が当選することとなってしまいます。「非拘束名簿式」の場合、有権者が支持したい候補者を自由に記載できるため、名簿順位の決定に有権者が参加することができます。「非拘束名簿式」では、個人名で書かれた票はその所属政党の得票に反映されるため、個人への票が他の候補者への票の横流しになるという点が挙げられます。

② 特定枠の創設

合同選挙区の創設に伴い、この7月予定の改選から参議院比例区で政党等の判断で拘束名簿式の「特定枠」としてその政党が当選させたい候補者を名簿の上位に設定することが可能となる制度が実施されます（なお、特定枠に掲載された候補者は候補者名を冠した選挙運動を行うことができず、政党票としてカウントされます）。これによって参議院比例区では拘束名簿式と非拘束名簿式の両方が混合することになります。

飲む点滴

お正月、初詣に行くと甘酒を振舞ってくれるお寺や神社がありますね。何となく冬の飲み物と言うイメージのある甘酒ですが、これからの暑い時期にこそ飲んで頂きたい飲み物です。

甘酒にはビタミンB１・B２・B６等のビタミン類、葉酸、食物繊維、オリゴ糖、ブドウ糖等々の豊富な栄養素が含まれています。

発酵学者で東京農業大学名誉教授の小泉武夫氏は「発酵美食ー日本のおいしい文化を語らうWebマガジンー」のインタビューの中で、2002年に出演していたテレビ番組で放送された「発酵は力なり」を振り返り、「甘酒は１日に必要なビタミン類がほとんど入ったブドウ糖の溶液であり、つまり点滴と同じではないか」というお話しをされています。

甘酒に含まれる様々な栄養素により、エネルギーを得て、疲労を回復し、腸内環境を整える。まさに夏バテ防止にぴったりの、栄養点滴のような飲み物です。

健康を保つにはまずきちんと食事をとりしっかり眠ることが大切ですが、暑い日が続くと食欲も落ち、寝苦しさで睡眠の質も落ちてしまいがちです。甘酒は食欲のない時にも喉を通りやすく、家庭で簡単にとることができます。スーパーなどですぐ手に入りますので、冷蔵庫に甘酒を常備してはいかがでしょうか。

食品ですから飲む時間帯に決まりはありませんが、朝仕事に出かける前に飲めば、その日１日のエネルギーとなり、熱中症予防にも一役買ってくれるでしょう。あまり温め過ぎるとせっかくのビタミン類の効果が弱まってしまいます。また、糖分の多い食品ですからとり過ぎにも気をつけ、毎日適量を続けてとり、夏の健康維持に役立ててみてはいかがでしょうか。

七夕

街のあちこちで七夕飾りを見かける時期になりました。幼稚園や小学校などでも、子どもたちがそれぞれにお願い事を短冊にしたため、飾り付けていますね。

七夕は桃の節句や端午の節句と同じで、一年の重要な節句をあらわす五節句のひとつです。織女星の織姫、牽牛星の彦星。このふたつの星は旧暦の七月七日に天の川をはさんで最も光り輝いて見えたことから、この日を一年に一度のめぐりあいの日と考えて、七夕のストーリーが生まれたそうです。これにあやかり、人々は願い事を短冊に託し、竹や笹の葉に飾るようになりました。旧暦の七月七日は新暦の八月七日です。その為、八月に七夕祭りを行う地域もあります。

音楽フェスのすすめ

夏が近づくと、意識せずとも耳にする言葉「夏フェス」。フェスとは「フェスティバル」や「フェスタ」といった「お祭り」を意味する言葉ですが、ロック等の野外コンサートに端を発し、日本では1990年代後半からこの20年で大きく発展した音楽イベントの形を指します。

大半が野外で行われ、音楽を聴いたり、出店を回ってご飯を食べたり、お酒を飲んだり、ワークショップに参加したり。山や森などで催される場合は、キャンプができるフェスもあります。お年を召した方も、子どもさんも、誰でも楽しめます。フェスを紹介するインターネットサイトも多数あります。ジャンルもロックからクラシックまで、きっとお好きなフェスが見つかることでしょう。一度お調べになって、気になったフェスにぜひ出かけてみてはいかがでしょうか？

仕事のストレスも解消するかもしれません。